

養鶏農協だより

—岡山県養鶏農協協同組合—

組合の種鶏検査と養鶏振興法による 標準鶏認定及びひな白痢検査の相互関係について

組合の種鶏検査

組合指導課による種鶏検査は、数ヶ月にわたって実施されていましたが、ようやく終了に近くなりました。計画的に、一羽も検査洩れのないよう行われていますが検査日当日、衛生検査と個体検査のみならず、淘汰鶏の選抜も行ないますから御協力下さい。

また、既に検査済の組合員でも、経営や飼養管理について御相談を承ります。遠慮なくお申出ください。種鶏の補充についての御相談にも応じます。

養鶏振興法による標準鶏認定検査

養鶏振興法に標準鶏認定検査については、組合の行なった種鶏検査の実績に基づいて所定の申請書を提出してありますから、組合員が個々に申請する必要はありません。

検査を受けるにあたって、次の点に御注意下さい。

- 1、認定を受ける必要のある鶏種と交配方法
 - 1、白色レグホーン×白色レグホーン
 - 2、横斑プリマスロック×横斑プリマスロック
 - 3、ニューハンプシャー×ニューハンプシャー
 - 4、横斑プリマスロック×白色レグホーンまたは白色レグホーン×横斑プリマスロック
 - 5、ニューハンプシャー×白色レグホーンまたは白色レグホーン×ニューハンプシャー
- 2、認定を受ける必要のない鶏種と交配方法
 - 1、フクダレッド×白色レグホーン
 - 2、レッドコーニッシュ×ニューハンプシャー
 - 3、ホワイトコーニッシュ×ニューハンプシャー
 - 4、ホワイトコーニッシュ×ホワイトロック
 - 5、1の鶏種交配方法であっても、1度認定を受けたことのある2年鶏等

ひな白痢検査

この検査は家畜伝染予防法による検査ですから、標準鶏の認定をうける鶏も認定をうけないものも全部検査をうけなければなりません。しかし、組合の

種鶏検査に合格した組合員は、その旨を県へ報告してありますから、検査当日保有羽数の10%だけ抽出検査をうけることになっています。

更新用種雛育成計画報告について

来年1月～6月の更新用種雛育成計画について、配布してある用紙により、9月末日までにご報告下さい。

なお、左記の点にご留意下さい。

記

- 1、種雛の育成は、卵用種は春雛を主としてほかの季節を補充用とし、肉用種は夏雛を主として春雛は補充用になりますから、その原則で育成計画を樹て下さい。
- 2、鶏種と種雛配布時期は組合員の御希望を尊重しますが、組合全体の事業計画樹立上、変更をお願いすることもあります。
- 3、系統と交配方法は、鶏種改良委員会の決定に御一任下さい。常に後代検定を実施して組合せ能力の高い雄系統と雌系統を把握し、それに基づいた種雛ですから、種鶏として経済能力が高いのみならず、その交配によって得られる販売雛の総合経済性が高くなるようにしてあります。
- 4、同一鶏種同系統間交配（交雑）の種鶏が、少なくとも500羽以上になるよう御計画下さい。週小規模では経営が困難な場合が多く、また組合でも集卵等労力の無駄が多くなりがちです。
- 5、施設建設資金、種雛育成等を組合から融資のあつせんをうけている組合員は、1,000羽未満の飼育規模は認められませんので、年間補充育成計画をこの際樹立して下さい。
- 6、種鶏用施設の器材、器具等を割安であつせんしています。繁忙期に備えて施設の修理、能率的な整備をおすすめします。